

# 伊丹市企業立地支援制度

令和2年度改訂版



くお問い合わせ>

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧 1 丁目 1 番地 伊丹市都市活力部産業振興室商工労働課 TEL(072)784-8047

E-mail syokorodo@city.itami.lg.jp FAX (072) 784-8048

### ■制度概要

目 的	企業立地を支援することにより、工業系事業所の立地や市内企業の設備投資を促進し、市民の雇用創出と産業基盤の強化・発展を図る制度です。
対象業種	日本標準産業分類に基づく製造業、情報通信業、学術・開発研究機関が対象です。
対象地域	市内全域。ただし、製造業は工業地域・準工業地域に限ります。
立地形態	<ul> <li>① 事業所の新設</li> <li>② 事業所の増設</li> <li>③ 事業所の移設</li> <li>④ 事業所の建替え</li> <li>⑤ 事業所の賃借</li> <li>⑥ 設備の購入</li> <li>※ 事業所には工場・オフィス・研究施設等を含みます。</li> <li>※ 事業所の附帯設備(倉庫、資材置場、駐車場等)のみの設置は対象外です。</li> </ul>
投下固定資産総額	企業立地のために新たに取得した土地・家屋・償却資産の合計額が下記の金額以上であること。  大企業 (みなし大企業含む) … 5億円以上 (賃借の場合は1億円以上) 中小企業 … 5千万円以上 (賃借の場合は3千万円以上) 小規模企業 … 3千万円以上 (賃借も同額)
支援対象者	・上記①~⑥のいずれかを行い、操業する者(= 特定事業者) ・特定事業者に賃貸するために貸工場等を新築する者(= 貸工場等新設者) ・特定事業者に直接事業用地を提供する者(= 事業用地提供者)

- 大企業とは、中小企業及び小規模企業に該当しない企業をいいます。ただし、みなし大企業を含みます。
- 〇 中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項第1号又は第3号に該当する中小企業者をいいます。 製造業、建設業、運輸業その他の業種にあっては、資本金又は出資総額が3億円以下、または常時使 用する従業員数が300人以下の企業をいい、サービス業にあっては、資本金又は出資総額が5千万円 以下、または常時使用する従業員数が100人以下の企業をいいます。
- 小規模企業とは、中小企業基本法第2条第5項に該当する小規模企業者をいい、中小企業であって、 常時使用する従業員数が20人以下の企業をいいます。
- みなし大企業とは、次のいずれかに該当する中小企業をいいます。
  - ① 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の 1/2 以上を同一の大企業が所有している。
  - ② 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の 2/3 以上を複数の大企業が所有している。
  - ③ 大企業の役員又は従業員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている。

## ■支援メニュー

区分	奨励金等	支援内容	補助期間等
事業所の 新設 増設 移設	企業立地奨励金	新たに取得した土地・家屋・償却資産に係 る固定資産税・都市計画税の 1/2 相当額 (上限1億円/支援期間)	3年間又は5年間
	雇用奨励金	市民新規雇用 1 人につき 20 万円、女性の場合は 30 万円(上限 1,000 万円)	1回限り
建替え 設備の	転入奨励金	市内に転入した常用従業員 1 世帯につき 10 万円(上限 1,000 万円)	1回限り
購入	埋蔵文化財試掘調査 補助金	試掘経費の 1/2 相当額(上限 50 万円)	1回限り
	企業立地奨励金	新たに取得した償却資産に係る固定資産税 の 1/2 相当額(上限 1 億円/支援期間)	3年間又は5年間
	雇用奨励金	上記と同じ	1 回限り
貸工場等 の賃借	転入奨励金	上記と同じ	1 回限り
	貸工場等賃料補助金	月額賃料の 1/2 相当額 (上限 10 万円) ※ 貸工場等新設者が新設した貸工場等への入居で あること ※ 貸工場等新設者との間に、会社法上の親子関係 が無いこと	36ヶ月間又は60ヶ月 間
貸工場等 の新設	貸工場等新設奨励金	新たに取得した土地・家屋・償却資産に係る固定資産税・都市計画税の 1/2 相当額 ※ 入居する特定事業者が企業立地計画の認定を受けること ※ 入居する特定事業者との間に、会社法上の親子関係が無いこと	2 年間
	埋蔵文化財試掘調査 補助金	上記と同じ	1回限り
事業用地 の提供	事業用地提供奨励金	所有権移転前の土地に係る固定資産税・都市計画税相当額(上限 2,000 万円) ※ 用地を購入する特定事業者との間に、会社法上の親子関係が無いこと	1 回限り

### ■特定成長分野事業

次の事業を行う場合は、企業立地奨励金及び貸工場等賃料補助金の補助期間が5年間に延長されます。

分 野	主な事業(例示)
情報通信関連分野	情報通信関連機器及びその部品の研究開発又は製造
新材料関連分野	セラミックス、金属、高分子等の新素材・新材料及びこれらを応用した 製品の研究開発又は製造
航空機・自動車関連分野	航空機、自動車及びその関連製品並びにその部品の研究開発又は製造
環境・エネルギー関連分野	環境関連機器、環境調和型製品及び燃料電池等の新エネルギー・省エネルギー関連機器の研究開発又は製造
生活・福祉関連分野	少子化・高齢化等市民の生活変化に対応した医療福祉関連機器及び衣食 住の生活の質を高める製品の研究開発又は製造

## ■例えばこんな場合にご利用ください

現在、伊丹市内に事業所がある	事業所の新設	★新製品の試作開発を行うために、既存の事業所は継続しつ つ、市内の別の場所に新たな工場を建てたい。 ★現在の事業所から、試験研究部門を独立させるので、市内の 別の場所に研究所を建てたい。
	事業所の増設	★製造ラインを増設するために、同じ敷地内で現在の事業所を 増築したい。 ★現在の事業所が手狭になったので、隣地を取得(賃借)し、 境界塀を取り除き増築したい。
	事業所の移設	★現在の事業所が手狭になったので、売却し、市内の別の場所に事業所を建てたい。 ★現在の事業所を貸工場としてA社に貸し、自社は市内の別の場所に事業所を建てたい。 ★市内に本社と第2工場がある。隣地を取得(賃借)したので、本社の隣に第2工場を移したい。
	事業所の建替え	★事業所が老朽化しているため、同じ敷地内で建替えたい。
	貸工場等の賃借	★新製品の試作開発を行うために、現在の事業所はそのままにして、市内の別の場所に貸工場を借りたい。 ★現在の事業所が手狭になったので、売却し、市内の別の場所に貸工場を借りたい。
	設備の購入	<ul><li>★増産のためラインを増やしたい。</li><li>★生産設備が古く効率が悪いため最新の機械に更新したい。</li><li>★事業所の照明・空調設備を入れ替えて省エネ化を図りたい。</li></ul>
現在、伊丹市内には事業所がない	事業所の新設	<ul> <li>★新製品の試作開発を行うために、現在の事業所は継続しつつ、伊丹市内に第2工場を建てたい。</li> <li>★現在の事業所が手狭になったので、売却し、伊丹市内に事業所を建てたい。</li> <li>★現在の事業所を貸工場としてA社に貸し、自社は伊丹市内に事業所を建てたい。</li> <li>★3箇所の工場があり、それを集約するために、伊丹市内に新しい事業所を建てたい。現在のものは売却する。</li> </ul>
	貸工場等の賃借	★新製品の試作開発を行うために、現在の事業所はそのままにして、伊丹市内に貸工場を借りたい。 ★現在の事業所が手狭になったので、売却し、伊丹市内に貸工場を借りたい。
貸工場等を建てる	貸工場等の新設	<ul><li>★現在の貸工場が老朽化しているため、建替えをする。</li><li>★土地を相続したので、貸工場を建てたい。</li><li>※いずれの場合も入居者による投資を伴うことが支援要件</li></ul>
土地を売る	事業用地の提供	★伊丹市外に事業所を移転することになった。跡地を製造業の会社に売りたい。 ★複数の工場を 1 箇所に集約するので、跡地を処分したい。 ★農地の転用を考えている。 ※いずれの場合も用地購入者による投資を伴うことが支援要件

### ■事業所を新設・増設・移設・建替えする場合の支援 (市内・市外事業者)

対象者	事業所を新設・増設・移設・建替えして事業を行う事業者が対象です。 ★市に企業立地計画を提出し、認定を受ける必要があります。 ★事業所の附帯設備(倉庫、資材置場、駐車場など)のみの設置は対象外。
対象業種	日本標準産業分類に基づく製造業、情報通信業、学術・開発研究機関
対象地域	市内全域。ただし、製造業は工業地域及び準工業地域に限る。
立地形態	<ul><li>★既存事業所の存廃に関わらず、市内に新たな事業所を新築又は購入すること、若しくは既存事業所と同一敷地内(増築のために隣地を取得又は賃借する場合を含む)で、増築又は建替えすること。</li><li>★事業の拡充を目的とした投資であること。</li></ul>
立地規模	敷地面積及び延床面積の要件無し。
投下固定資産総額	新たに取得した土地・家屋・償却資産の合計額が、大企業(みなし大企業含む) 5億円以上、中小企業 5 千万円以上、小規模企業 3 千万円以上であること。 ★土地は、企業立地計画認定申請日の 3 年前の日以後に取得したもの。 ★家屋は、企業立地計画認定申請日以後に取得したもの。 ★償却資産は、企業立地計画認定申請日から操業開始日の 1 年後までに取得した もの。(P.14 参照)
操業開始期限	①企業立地計画認定申請日以後に、土地を購入又は賃借して建設工事に着手する場合は、企業立地計画認定日から3年以内に操業を開始すること。 ②先に土地を所有又は賃借し、企業立地計画認定申請日以後に建設工事に着手する場合は、企業立地計画認定日から2年以内に操業を開始すること。 ③上記以外の場合は、企業立地計画認定日から1年以内に操業を開始すること。
支援内容	① 企業立地奨励金 ★新たに取得した土地・家屋・償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の 1/2 相当額を 3 年間(特定成長分野事業(P.2 参照)は 5 年間)助成します。(上限 1 億円/支援期間) ★操業開始後、最初の課税分から対象。 ★土地は、企業立地計画認定申請日の 3 年前の日以後に取得したもの。 ★家屋は、企業立地計画認定申請日以後に取得したもの。 ★償却資産は、企業立地計画認定申請日から操業開始日の 1 年後までに取得したもの。(P.14 参照)

#### ② 雇用奨励金 ★伊丹市民を常用従業員(雇用保険被保険者、期間の定めのない労働契約)とし て新規雇用した場合、1人につき20万円を助成します。(上限1,000万円) ★対象者が女性の場合は10万円増額とし、1人につき30万円を助成します。 ただし、法人(個人)全体の全常用従業員(役員除く)に占める女性の割合が 4割未満の事業者に限ります。 ★企業立地計画認定申請日から操業開始日までの期間内に雇用された者が対象。 ★常用従業員として、操業開始日から1年間以上継続して雇用された者に限りま す。 支援内容 ③ 転入奨励金 ★市外から市内へ転入した常用従業員1世帯につき10万円を助成します。(上限 1,000 万円) ★企業立地計画認定申請日から操業開始日までの期間内に転入した者が対象。 ★常用従業員として、操業開始日から1年間以上継続して雇用された者に限りま ★伊丹市民として、操業開始日から1年間以上継続して居住した者に限ります。 ④ 埋蔵文化財試掘調査補助金 ★試掘調査経費の 1/2 相当額を助成します。(上限 50 万円) ①事業所の建設及び操業に際して、関係法令等を遵守するとともに、公害の発生 防止のための措置を講じていること。 ②国税及び市税を滞納していないこと。 その他要件等 ③伊丹市民の雇用に努めてください。 ④10年以上継続して操業すること。

⑤市内産業の振興、地域経済の発展に寄与すること。



### ■貸工場等を賃借する場合の支援(市内・市外事業者)

対象者	貸工場等を賃借して事業を行う事業者が対象です。 ★市に企業立地計画を提出し、認定を受ける必要があります。 ★事業所の附帯設備(倉庫、資材置場、駐車場など)のみの設置は対象外。
対象業種	日本標準産業分類に基づく製造業、情報通信業、学術・開発研究機関
対象地域	市内全域。ただし、製造業は工業地域及び準工業地域に限る。
立地形態	★既存事業所の存廃に関わらず、貸工場等を賃借して市内に新たに事業所を設けること。 ★事業の拡充を目的とした投資であること。
立地規模	敷地面積及び延床面積の要件無し。
投下固定資産総額	新たに取得した償却資産の額が、大企業 (みなし大企業含む) 1 億円以上、中小企業及び小規模企業 3 千万円以上であること。  ★償却資産は、企業立地計画認定申請日から操業開始日の 1 年後までに取得したもの。(P.14 参照)
操業開始期限	①賃借する貸工場等の建設工事が、企業立地計画認定申請日以後に着手される場合は、市の企業立地計画認定日から2年以内に操業を開始すること。 ②上記以外の場合は、企業立地計画認定日から1年以内に操業を開始すること。
支援内容	① 企業立地奨励金  ★新たに取得した償却資産に係る固定資産税の 1/2 相当額を 3 年間(特定成長分野事業(P.2 参照)は 5 年間)助成します。(上限 1 億円/支援期間)  ★操業開始後、最初の課税分から対象。  ★償却資産は、企業立地計画認定申請日から操業開始日の 1 年後までに取得したもの。(P.14 参照)  ② 雇用奨励金  ★伊丹市民を常用従業員(雇用保険被保険者、期間の定めのない労働契約)として新規雇用した場合、1 人につき 20 万円を助成します。(上限 1,000 万円)  ★対象者が女性の場合は 10 万円増額とし、1 人につき 30 万円を助成します。ただし、法人(個人)全体の全常用従業員(役員除く)に占める女性の割合が4割未満の事業者に限ります。  ★企業立地計画認定申請日から操業開始日までの期間内に雇用された者が対象。  ★常用従業員として、操業開始日から1 年間以上継続して雇用された者に限ります。

支援内容	③ 転入奨励金 ★市外から市内へ転入した常用従業員 1 世帯につき 10 万円を助成します。(上限 1,000 万円) ★企業立地計画認定申請日から操業開始日までの期間内に転入した者が対象。 ★常用従業員として、操業開始日から 1 年間以上継続して雇用された者に限ります。 ★伊丹市民として、操業開始日から 1 年間以上継続して居住した者に限ります。 ④ 貸工場等賃料補助金 ★月額賃料の 1/2 相当額(月額上限 10 万円)を 36 ヶ月間(特定成長分野事業は 60 ヶ月間)助成します。 ★企業立地計画認定申請日の 2 年前の日以後に竣工した貸工場等(投下固定資産 総額が 3 千万円以上のもの)を賃借すること。 ★貸工場等新設者が新設した貸工場等への入居であること。 ★貸工場等新設者が新設した貸工場等への入居であること。 ★貸工場等新設者との間に、会社法上の親子関係が無いこと。
その他要件等	<ul><li>①操業に際して、関係法令等を遵守するとともに、公害の発生防止のための措置を講じていること。</li><li>②国税及び市税を滞納していないこと。</li><li>③伊丹市民の雇用に努めてください。</li><li>④10年以上継続して操業すること。</li><li>⑤市内産業の振興、地域経済の発展に寄与すること。</li></ul>

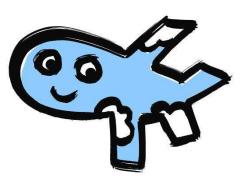


### ■設備のみ購入する場合の支援(市内事業者)

対象者	設備のみを取得して事業を行う事業者が対象です。
	<ul><li>★市に企業立地計画を提出し、認定を受ける必要があります。</li><li>★事業所の附帯設備(倉庫、資材置場、駐車場など)のみの設置は対象外。</li></ul>
対象業種	日本標準産業分類に基づく製造業、情報通信業、学術・開発研究機関
対象地域	市内全域。ただし、製造業は工業地域及び準工業地域に限る。
立地形態	機械設備等の償却資産の新設・更新 ★事業の拡充を目的とした投資であること。
立地規模	敷地面積及び延床面積の要件無し。
投下固定資産総額	新たに取得した償却資産の額が、大企業 (みなし大企業含む) 5 億円以上、中小企業 5 千万円以上、小規模企業 3 千万円以上であること。
	★償却資産は、企業立地計画認定申請日以後、最初に償却資産を取得した日の1年後までの期間に取得したもの。(P.14 参照)
操業開始期限	①企業立地計画認定日から1年以内に償却資産を取得すること。 ②複数の償却資産を取得する場合は、最初に取得する償却資産が認定日から1年以内であること。
立地内容	<ul> <li>① 企業立地奨励金         ★新たに取得した償却資産に係る固定資産税の 1/2 相当額を 3 年間 (特定成長分野事業 (P.2 参照) は 5 年間) 助成します。(上限 1 億円/支援期間)         ★操業開始後、最初の課税分から対象。         ★償却資産は、企業立地計画認定申請日以後、最初に償却資産を取得した日の 1 年後までの期間に取得したもの。(P.14 参照)     </li> <li>② 雇用奨励金         ★伊丹市民を常用従業員 (雇用保険被保険者、期間の定めのない労働契約) として新規雇用した場合、1 人につき 20 万円を助成します。(上限 1,000 万円)         ★対象者が女性の場合は 10 万円増額とし、1 人につき 30 万円を助成します。ただし、法人(個人)全体の全常用従業員(役員除く)に占める女性の割合が 4 割未満の事業者に限ります。         ★企業立地計画認定申請日から償却資産の取得日までの期間内に雇用された者が対象。         ★常用従業員として、償却資産の取得日から 1 年間以上継続して雇用された者に限ります。     </li> <li>③ 転入奨励金</li> <li>★市外から市内へ転入した常用従業員 1 世帯につき 10 万円を助成します。(上限 1,000万円)</li> <li>★企業立地計画認定申請日から償却資産の取得日までの期間内に転入した者が対象。</li> <li>★常用従業員として、償却資産の取得日から 1 年間以上継続して雇用された者に限ります。</li> <li>★伊丹市民として、償却資産の取得日から 1 年間以上継続して居住した者に限ります。</li> </ul>
その他要件等	<ul><li>①操業に際して、関係法令等を遵守するとともに、公害の発生防止のための措置を講じてください。</li><li>②国税及び市税を滞納していないこと。</li><li>③伊丹市民の雇用に努めてください。</li><li>④対象事業は、10年以上継続してください。</li><li>⑤市内産業の振興、地域経済の発展に寄与すること。</li></ul>

### ■事業所を新設・増設・移設、建て替え、購入、賃借、 又は設備のみ購入する場合の手続き(特定事業者)

	企業立地計画が決まりましたら、 <b>操業開始日の60日前までに</b> 下記の書類を 提出し、市の認定を受けてください。
企業立地計画の 認定申請	①企業立地計画認定申請書(様式第1号) ②企業立地計画書(様式第1号の2) ③定款(個人の場合は、規約等事業概要のわかるもの) ④登記事項証明書(個人の場合は、3ヶ月以内発行の住民票の写し) ⑤直近事業年度の事業報告書、財産目録、収支計算書又は損益計算書、貸借対照表(個人の場合は、これらに相当する書類) ⑥国税の納税証明書(様式その3の3)、市税の納税証明書(滞納がないことの証明) ⑦投資額を証する書類(土地・家屋・償却資産の売買契約書・請負契約書・見積書などの写し) ⑧企業立地計画に係る敷地・事業所の配置図面 ⑨企業立地計画に係る敷地・事業所の配置図面 ⑨企業立地計画に係る償却資産一覧(様式自由) ⑩貸工場等を賃借する場合は、賃貸借契約書又は賃借物件説明書等の写し ⑪賃借する貸工場等がこの制度による新築の場合は、貸工場等の建設概要のわかる書類・図面 ⑫会社案内パンフレット等(10部) ★企業立地計画審査会審査会による審査を行います。審査会当日は、会社概要や企業立地計画の詳細等について説明をお願いします。
企業立地計画の 変更申請	企業立地計画の認定後、企業立地計画に変更が生じたときは変更申請書を提出してください。 ①企業立地計画変更申請書(様式第2号) ②変更内容が確認できる書類 ★なお、軽微な変更については申請不要ですが、支援要件の変更を伴う場合は、変更申請が必要です。
工事着手届 事業開始届 事業休止・廃止届	次の場合には必ず届出をお願いします。 ①工事に着手したとき … 工事着手届出書 (P.24 参照) ②操業を開始したとき … 事業開始届 (P.25 参照) ③事業休止又は事業廃止のとき … 事業休止・廃止届 (P.26 参照)



伊丹市マスコット ヒコまる

	MICHARD IV. of Land Het Lead 20 Co.
	奨励金等は次のとおり申請してください。
	① 企業立地奨励金  ★操業開始後、固定資産税・都市計画税の納税通知を受けた日から翌年の3月末まで(毎年度)  ★企業立地奨励金等交付申請書(様式第3号)  ★固定資産税・都市計画税の納税通知書の写し  ★土地の売買契約書の写し(初回申請時のみ)  ★家屋の工事請負契約書等の写し(初回申請時のみ)  ★新設した設備に係る償却資産申告書に準ずる書類(初回申請時のみ)  ★土地・家屋の登記事項証明(初回申請時のみ)  ★国税の納税証明書(様式その3の3)、市税の納税証明書(滞納がないことの証明)
奨励金等の申請	② 雇用奨励金・転入奨励金  ★事業開始日から1年後の日の属する年度内  ★企業立地奨励金等交付申請書(様式第3号)  ★対象者に係る雇用契約書等の写し(採用日・雇用形態等の確認用)  ★対象者に係る就労証明書等(採用日・雇用形態・雇用期間等の確認用)  ★対象者に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し(雇用保険の確認用)  ★対象者に係る住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書(現住所・前住所等の確認用)  ★対象者に係る賃金台帳等の写し(1年間以上の継続雇用の確認用)
	③ 埋蔵文化財試掘調査補助金 ★企業立地奨励金の初回申請時と同時 ★企業立地奨励金等交付申請書(様式第 3 号) ★試掘調査に係る請負契約書等の写し ★試掘調査に係る見積書又は請求書の写し
	<ul> <li>④ 貸工場等賃料補助金</li> <li>★事業開始後、各年度の3月末(毎年度)</li> <li>★企業立地奨励金等交付申請書(様式第3号)</li> <li>★貸工場等の賃貸借契約書の写し(初回申請時のみ)</li> <li>★貸工場等の登記事項証明など、この制度による新築の貸工場等であると確認できる書類(初回申請時のみ)</li> </ul>
奨励金等の請求	奨励金等の交付申請と同一年度内に請求してください。  ★企業立地奨励金等交付請求書(様式第6号)及び関係書類  ★原則、奨励金等は1年間分を一括して、年度末又はその翌月に振り込みます。
承継の承認申請	合併、分割、相続、譲渡などにより権利義務を承継した場合は、承認申請書を提出してください。貸工場等新設者、事業用地提供者についても承継した場合は同様に手続きが必要です。  ①企業立地計画等承継承認申請書(様式第7号) ②内容が確認できる書類

### ■貸工場等を新設する場合の支援・手続き(貸工場等新設者)

■貝工物寸	で利取りる物口の文版「丁帆で、貝工物守利取石)
対象者	特定事業者に賃貸するために、新たに貸工場等を新設する者が対象です。 ★特定事業者が市の認定を受けていることが要件です。
対象地域	市内全域。ただし、特定事業者が製造業の場合は工業地域及び準工業地域に限る。
立地形態	貸工場等の新築又は建替えが対象になります。 ★貸工場等の竣工日が特定事業者の企業立地計画認定申請日の2年前の日以後であること。 ★特定事業者が賃借して操業を開始すること。
立地規模	敷地面積及び延床面積の要件無し。
投下固定資産総額	新たに取得した土地・家屋・償却資産の合計額が、3千万円以上であること。 ★土地は、企業立地計画認定申請日の3年前の日以後に取得したもの。 ★家屋は、企業立地計画認定申請日の2年前の日以後に取得したもの。 ★償却資産は、貸工場等に設置するため、企業立地計画認定申請日から操業開始日の1年後までに取得したもの。(P.14参照)
支援内容	① 貸工場等新設奨励金 ★新たに取得した土地・家屋・償却資産に係る固定資産税及び都市計画税のうち、特定事業者が賃借する面積割合で按分した税額の1/2相当額を2年間助成します。 ★特定事業者の操業後、最初の課税分から対象。 ★土地は、特定事業者の企業立地計画認定申請日の3年前の日以後に取得したもの。 ★家屋は、特定事業者の企業立地計画認定申請日の2年前の日以後に取得したもの。 ★償却資産は、貸工場等に設置するため、企業立地計画認定申請日から操業開始日の1年後までに取得したもの。
	② 埋蔵文化財試掘調査補助金 ★試掘調査経費の 1/2 相当額を助成(上限 50 万円)します。
その他要件等	①貸工場等の建設に際しては、関係法令等を遵守するとともに、公害の発生防止のための措置を講じていること。 ②国税及び市税を滞納していないこと。 ③特定事業者との間に、会社法上の親子関係が無いこと。
奨励金等の申請	次のとおり申請してください。  ① 貸工場等新設奨励金  ★特定事業者が操業開始後、固定資産税・都市計画税の納税通知を受けた日から翌年の3月末まで(毎年度)  ★貸工場等新設奨励金等交付申請書(様式第4号)  ★固定資産税・都市計画税の納税通知書の写し  ★土地の売買契約書の写し(初回申請時のみ)  ★家屋の工事請負契約書等の写し(初回申請時のみ)  ★新設した設備に係る償却資産申告書に準ずる書類(初回申請時のみ)  ★土地・家屋の登記事項証明(初回申請時のみ)  ★国税の納税証明書(様式その3の3)、市税の納税証明書(滞納がないことの証明)  ② 埋蔵文化財試掘調査補助金  ★貸工場等新設奨励金の初回申請時と同時  ★貸工場等新設奨励金等交付申請書(様式第4号)  ★試掘調査に係る請負契約書等の写し  ★試掘調査に係る見積書又は請求書の写し
奨励金等の請求	奨励金等の交付申請と同一年度内に請求してください。 ★企業立地奨励金等交付請求書(様式第6号)及び関係書類 ★原則、奨励金等は1年間分を一括して、年度末又はその翌月に振込みます。

### ■土地を売却する場合の支援・手続き(事業用地提供者)

対象者	特定事業者に事業用地として土地を売却する者が対象です。 ★不動産の売買を業とする者は対象外。 ★特定事業者が市の認定を受けていることが要件です。
対象地域	市内全域。ただし、特定事業者が製造業の場合は工業地域及び準工業地域に限る。
対象要件	★面積要件無し。 ★売却先の特定事業者がその事業用地を使って操業を開始すること。 ★土地の売却は、所有権の移転日が、企業立地計画認定申請日の3年前の日以後であること。
支援内容	① 事業用地提供奨励金 ★売却した土地に係る固定資産税及び都市計画税相当額を1年間助成します。 (上限 2,000 万円) ★所有権移転日の属する年の1月1日に賦課された税額が対象。 ★土地の売却は、所有権の移転日が、企業立地計画認定申請日から3年前の日以後であること。
その他要件等	①売買契約に、買戻し特約等の特定事業者の事業継続に支障が生じるような条件が付されていないこと。 ②国税及び市税を滞納していないこと。 ③売却した特定事業者との間に、会社法上の親子関係が無いこと。
奨励金の申請	次のとおり申請してください。 ① 事業用地提供奨励金 ★特定事業者が操業を開始した日の属する年度内 ★事業用地提供奨励金交付申請書(様式第5号) ★固定資産税・都市計画税の納税通知書の写し ★土地の売買契約書の写し ★土地の登記事項証明 ★国税の納税証明書(様式その3の3)、市税の納税証明書(滞納がないことの証明)
奨励金の請求	奨励金の交付申請と同一年度内に請求してください。 ①企業立地奨励金等交付請求書(様式第 6 号)及び関係書類 ★原則、奨励金は年度末又はその翌月に振込みます。





### ■手続きの流れ

事業所の新設・増設・移設・ 賃借・建替え、設備の購入



企業立地計画の認定申請

※ **操業開始日の60日前まで**に申請してください。 (設備のみ購入の場合は、設備取得日の60日前)



審查・認定



工事着手(工事着手届)



操業開始(事業開始届)



貸工場等 の新設



事業用地 の提供





特定事業者が操業開始



奨励金等の交付申請(補助対象期間の各年度の3月末まで)



奨励金等の交付決定(3月末)

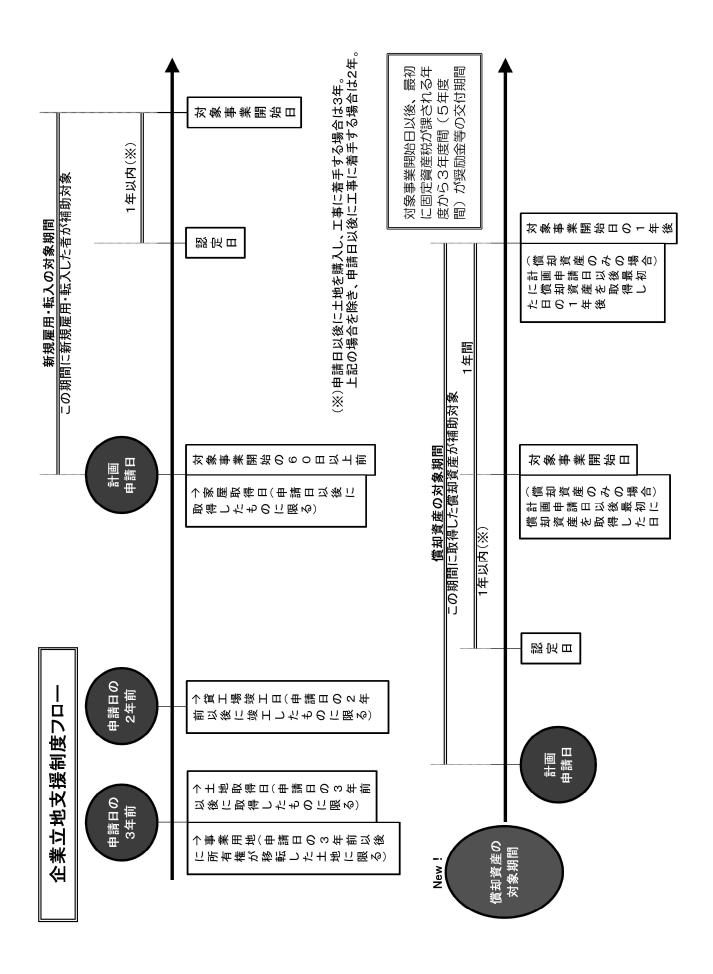


奨励金等の交付請求(4月初旬)



奨励金等の交付(4月末)





#### 伊丹市企業立地計画認定申請書

年 月 日

伊丹市長様

申請者所在地名称代表者氏名

(※) 本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印して下さい。 法人の場合は、記名押印して下さい。

電話番号

伊丹市企業立地支援条例第7条第1項の規定による企業立地計画の認定を受けたいので,必要書類を添えて申請します。なお,申請者の収納台帳及び滞納整理台帳の閲覧並びに市税等の納付状況の調査を行うことに同意します。

- (1) 企業立地計画書(様式第1号の2)
- (2) 定款(個人にあっては、規約等事業概要に関する書類)
- (3) 登記事項証明書(個人にあっては、申請前3箇月以内に発行された住民票の写し等)
- (4) 前事業年度の事業報告書,財産目録,収支計算書又は損益計算書及び貸借対照表(個人にあっては,これらに準じる書類)
- (5) 国税の納税証明書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号)
- (6) 投下固定資産総額を証する書類(土地,家屋及び償却資産の売買契約書,請負契約書,見積書等の写し,その他)
- (7) 企業立地計画に係る敷地及び工場等の配置を記した図面
- (8) 企業立地計画に係る償却資産明細書
- (9) 貸工場等を賃借する場合にあっては、賃貸借契約書又は貸借物件説明書等の写し
- (10) 貸工場等新設者がいる場合にあっては、当該貸工場等に係る建設計画に関する書類及び図面((7)に該当する図面を除く。)
- (11) その他市長が必要と認める書類

#### 企業立地計画書

		年	月	日	
	法人名				
特定事業者(申請者)	本社所在地				
	代表者職氏名				
	資本金				
申請時の概要	従業員数       人         うち常用従業員数       人(うち女性)		人)		
	業種				
	伊丹市内の事業所				
企業規模	□ 条例第4条第1号アに規定する大企業者 □ 条例第4条第1号イに規定する中小企業者 □ 条例第4条第1号ウに規定する小規模企業者				
	□ 新設 (新築 · 市内移転 · 償却資産の購入のみ ) □ 増設 (増築 · 建替え ) □ 賃借				
企業立地の区分	(土地) □ 取得 □ 賃借 □ その化 (家屋) □ 取得 □ 賃借 □ 増築 (償却資産) □ 取得	□その		家屋)	
事業内容	(取扱製品・役務等の概要等)				
企業立地の目的					
企業立地の場所	伊丹市				
着工(予定)日	年 月 日				
竣工(予定)日	年 月 日				
貸工場等賃貸借契約日	年 月 日				
対象事業の開始予定日	年 月 日				

企業立地にかかる敷地 面積及び延床面積	敷地面積 延床面積	※詳細別紙
	土地 円	
企業立地にかかる投下	家屋	※詳細別紙
固定資産額(予定)	償却資産         円	☆ 計算 が
	(合計) 円	
企業立地に係る工場等の従業員数(予定)	人 うち常用従業員数 人	
企業立地に際し新規雇 用する常用従業員の人 数(予定)	人         うち伊丹市民       人(うち女性)	人)
企業立地に際し伊丹市 へ転入する常用従業員 の人数 (予定)	人	
交付を受けようとする 奨励金等の種類	□ 企業立地奨励金 □ 貸工場等賃料補助金 □ 転入奨励金 □ 埋蔵文化財試掘調査	
貸工場等新設奨励金の 交付を受けようとする 貸工場等新設者(予定)	住所: 法人名/氏名: 貸工場等の新設に係る投下固定資産総額: (内訳) 土地: 円 家屋: 円 慣却資産: 円	円
事業用地提供奨励金の 交付を受けようとする 事業用地提供者(予定)	住所: 法人名/氏名:	
備考		
担 当 者 所 属		
担 当 者		
連絡先住所		
連絡先電話番号		

#### 伊丹市企業立地計画変更申請書

年 月 日

伊丹市長様

申請者所 在 地名称代表者氏名

(※)本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印して下さい。 法人の場合は、記名押印して下さい。

電話番号

伊丹市企業立地支援条例に基づき認定を受けた企業立地計画を変更したいので、同条例第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

企業立地計画 の認定年月日		年	月	日	
企業立地の場所	伊丹市				
変更内容	変更前				
及火门谷	変更後				
変更が生じた事由					
変更予定日		年	月	Ħ	
備考					

添付書類 変更内容を確認できる書類

#### 伊丹市企業立地奨励金等交付申請書

年 月 日

伊丹市長様

申請者 所 在 地 名 称 代表者氏名 (※)本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印して下さい。 法人の場合は、記名押印して下さい。 電話番号

伊丹市企業立地支援条例第3条第1項に規定する奨励金等の交付を受けたいので、同条例第9条の規定により次のとおり申請します。なお、申請者の収納台帳及び滞納整理台帳の閲覧並びに市税等の納付状況の調査を行うことに同意します。

交付申請額	(1) 企業立地奨励金 円 (固定資産税及び都市計画税の税額 円×1/2) (内訳) 土地 円 家屋 円 慣却資産 円 (2) 貸工場等賃料補助金 円 (月額 円× 月分) (3) 雇用奨励金 円 (内訳) 対象者 20万円× 人分っち増額の対象となる女性 10万円× 人分・する増額の対象となる女性 10万円× 人分 10万円× 世帯分) (5) 埋蔵文化財試掘調査補助金 円
企業立地計画の認定日	年 月 日
企業立地の区分	<ul><li>□ 新設 ( 新築 ・ 市内移転 ・ 償却資産の購入のみ )</li><li>□ 増設 ( 増築 ・ 建替え )</li><li>□ 賃借</li></ul>
企業立地の場所	伊丹市
工場等の敷地面積	m²
工場等の延べ床面積	m²
投下固定資産総額	Н
公害の発生防止の措置	
貸工場等の竣工の日(貸工 場等賃料補助金の交付を受 けようとする場合のみ記 入)	年 月 日
対象事業の開始日	年 月 日
備考	

- (1) 上記の事実を証する書類 (既に企業立地奨励金等の申請を行った際に提出した書類でその内容に変更がない場合は、提出の必要はありません。)
- (2) 国税の納税証明書(法人の場合にあっては国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号その3の3,個人の場合にあっては同規則別紙第9号その3の2)

#### 伊丹市貸工場等新設奨励金等交付申請書

年 月 日

伊丹市長様

申請者所在地名称代表者氏名

(※) 本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印して下さい。 法人の場合は、記名押印して下さい。

電話番号

伊丹市企業立地支援条例第3条第1項に規定する奨励金等の交付を受けたいので、同条例第9条の規定により次のとおり申請します。なお、申請者の収納台帳及び滞納整理台帳の閲覧並びに市税等の納付状況の調査を行うことに同意します。

交付申請額	(1) 貸工場等新設獎 (固定資産税及 (内訳) 土地 家屋 償却資 (2) 埋蔵文化財試掘	.び都市計画税 <i>0</i>	)税額	円 円 円 円	円×1/2)
貸工場を賃貸する 特定事業者名					
対象となる 企業立地計画の認定日	年	月	日		
貸工場等の所在地	伊丹市				
貸工場等の敷地面積			m²		
貸工場等の延べ床面積			m²		
投下固定資産総額			円		
貸工場等の竣工の日	年	月	日		
対象事業の開始日	年	月	日		
公害の発生防止の措置					
貸工場等新設奨励金の 交付要件	□ 条例第5条第5	号の規定に該当	します。		
備考					

- (1) 上記の事実を証する書類(既に貸工場等新設奨励金等の申請を行った際に提出した書類でその内容に変更がない場合は、提出の必要はありません。)
- (2) 国税の納税証明書(法人の場合にあっては国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号その3の3、個人の場合にあっては同規則別紙第9号その3の2)

#### 伊丹市事業用地提供奨励金交付申請書

年 月 日

伊丹市長様

申請者所 在 地名称代表者氏名

(※)本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印して下さい。 法人の場合は、記名押印して下さい。

電話番号

伊丹市企業立地支援条例第3条第1項に規定する奨励金等の交付を受けたいので、同条例第9条の規定により次のとおり申請します。なお、申請者の収納台帳及び滞納整理台帳の閲覧並びに市税等の納付状況の調査を行うことに同意します。

交付申請額	(納付済の	の固定資産を	脱及び都市計画	円面税の税額	円相当額)
企業立地する 特定事業者名					
対象となる 企業立地計画の認定日		年	月	日	
事業用地の場所	伊丹市				
事業用地の売却日 (所有権移転の日)		年	月	日	
特定事業者の 対象事業の開始日		年	月	日	
事業用地提供奨励金の 交付要件	□ 条例第	66条第5号	一の規定に該当	します。	
備考					

- (1) 上記の事実を証する書類
- (2) 国税の納税証明書(法人の場合にあっては国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号その3の3,個人の場合にあっては同規則別紙第9号その3の2)

#### 伊丹市企業立地奨励金等交付請求書

年 月 日

伊丹市長様

申請者所 在 地名称代表者氏名

(※)本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印して下さい。 法人の場合は、記名押印して下さい。

電話番号

年 月 日付 第 号で交付決定通知がありました下記の奨励金等の交付について、伊丹市企業立地支援条例第11条の規定により次のとおり請求します。

記

1 言	青求金額	円
2 7	为 訳	
(1)	企業立地奨励金	円
(2)	貸工場等賃料補助金	円
(3)	雇用奨励金	円
(4)	転入奨励金	円
(5)	埋蔵文化財試掘調査補助金	円
(6)	貸工場等新設奨励金	円
(7)	事業用地提供奨励金	円
3 ‡	<b>辰込み先</b>	
	(金融機関・支店名)	

(口座番号)

(預金科目)

(口座名義) ヨミガナ

#### 伊丹市企業立地計画等承継承認申請書

年 月 日

伊丹市長様

申請者所 在 地名称代表者氏名

(※)本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印して下さい。 法人の場合は、記名押印して下さい。

電話番号

企業立地計画に係る(企業立地・対象事業・貸工場等の所有権・事業用地提供者の地位)を承継した ので、伊丹市企業立地支援条例第15条の規定に基づき、次のとおり承認を申請します。

() () // // // // // // // // // // // // //				2 7 413 0 34 7 0
企業立地計画の認定日		年	月	日
企業立地の場所	伊丹市			
承継の日		年	月	田
承継の理由				
備考				

添付書類 承継の事実を証する書類

#### 工事着手届

年 月 日

伊丹市長様

申請者所 在 地名称代表者氏名

(※)本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印して下さい。 法人の場合は、記名押印して下さい。

電話番号

伊丹市企業立地支援条例第12条第1号に基づき,次のとおり届け出ます。

企業立地計画の認定		年	月	日		
企業立地の場所	伊丹市					
届出の内容	企業立地に	1係る工事	の着手			
工事着手日		年	月	Ħ		
工事完了予定日		年	月	日		
その他						

添付書類 工事工程表

#### 対象事業開始届

年 月 日

伊丹市長様

申請者所 在 地名称代表者氏名

(※)本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印して下さい。 法人の場合は、記名押印して下さい。

電話番号

伊丹市企業立地支援条例第12条第2号に基づき、次のとおり届け出ます。

伊月甲正未五地又饭未附身	月14末用1ヶに左づさ <u>,</u>	外のこれり	ノ畑り山より。	
企業立地計画の認定	年	月	Ħ	
企業立地の場所	伊丹市			
届出の内容	対象事業の開始			
対象事業の開始日	年	月	Ħ	
対象事業の開始日までに 雇用した新規常用従業員	うち伊丹市民	人 人 (うち	ら女性	人)
対象事業の開始日までに 伊丹市へ転入した 常用従業員		人		
その他				

#### 対象事業休止·廃止届

年 月 日

伊丹市長様

申請者所 在 地名称代表者氏名

(※)本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印して下さい。 法人の場合は、記名押印して下さい。

電話番号

伊丹市企業立地支援条例第12条第3号に基づき、次のとおり届け出ます。

<u> </u>	112木州の方に座って、 八のこれり油り	ш в 70
企業立地計画の認定	年 月 日	
企業立地の場所	伊丹市	
届出の内容	対象事業の(全部・一部)の(	休止 • 廃止 )
休止・廃止(予定)日	年 月 日	
理由		
今後の見通し		
その他		

平成20年12月25日条例第47号

改正

平成21年7月6日条例第16号 平成27年3月27日条例第7号 平成29年6月30日条例第63号

(目的)

第1条 この条例は、市内における企業立地の支援に関し必要な事項を定めることにより、本市の産業の基盤強化と持続的な発展及び市民の雇用機会の創出に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 特定事業者 次に掲げる事業のいずれかを行う者をいう。
    - ア 製造業(日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる大分類Eの製造業をいう。)
    - イ 情報通信業(日本標準産業分類に掲げる大分類Gの情報通信業をいう。)
    - ウ 学術・開発研究機関(日本標準産業分類に掲げる大分類Lの学術研究,専門・技術サービス業のうち、中分類番号71の学術・開発研究機関をいう。)
    - エ アからウまでに掲げる事業に類すると市長が認める事業
  - (2) 工場等 特定事業者が前号の事業の用に供する工場その他の事業所をいう。
  - (3) 新設 特定事業者が市内における事業の拡充を目的として市内に工場等を新築若しくは購入により設けること、又は工場等に償却資産(第1号の事業の用に供するものをいう。以下同じ。)を購入により設けることをいう。
  - (4) 増設 市内に工場等を有する特定事業者が、市内における事業の拡充を目的として工場等の増築 又は建替えをすることをいう。
  - (5) 賃借 特定事業者が市内における事業の拡充を目的として市内で工場等を借りることをいう。
  - (6) 対象地域 市内の全域をいう。ただし、製造業にあっては、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる工業地域又は準工業地域に該当する地域をいう。
  - (7) 企業立地 特定事業者が対象地域において,新設,増設又は賃借することをいう。ただし,倉庫,資材置場,駐車場その他の工場等の附帯施設のみを設置する場合を除く。

- (8) 貸工場等新設者 特定事業者に賃貸する目的で対象地域において工場等の新築(建替えを含む。 第11号及び第5条第1号において同じ。)をした者をいう。
- (9) 貸工場等 貸工場等新設者が特定事業者に賃貸する工場等をいう。
- (10) 事業用地提供者 企業立地に必要な事業用地を特定事業者に売却した者(不動産の売買を業とする者を除く。)をいう。
- (11) 投下固定資産総額 企業立地又は貸工場等の新築に係る費用のうち、土地(第7条第1項の申請をした日(以下「計画申請日」という。)の3年前の日以後に取得したものに限る。)、家屋(規則で定める日以後に取得したものに限る。)及び償却資産(規則で定める期間内に取得したものに限る。)の取得費の合計額をいう。
- (12) 新規雇用常用従業員 市内に居住する者で、企業立地に伴い、規則で定める期間内に、雇用保険 法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者として、期間の定めのない労働 契約により新たに雇用された者をいう。
- (13) 転入常用従業員 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者として、期間の定めのない労働契約により特定事業者に雇用されている者であって、企業立地に伴い、規則で定める期間内に、市外から市内へ転入した者をいう。
- (4) 特定成長分野事業 第1号アからウまでに掲げる事業のうち、将来的な成長が見込まれる分野の 事業として規則で定める事業をいう。

(奨励措置)

- 第3条 市長は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める奨励措置を実施することができる。
  - (1) 企業立地を行う特定事業者 次に掲げる奨励金等の交付
    - ア 企業立地奨励金
    - イ 貸工場等賃料補助金
    - ウ 雇用奨励金
    - 工 転入奨励金
    - 才 埋蔵文化財試掘調査補助金
  - (2) 貸工場等新設者 次に掲げる奨励金等の交付
    - ア 貸工場等新設奨励金
    - イ 埋蔵文化財試掘調査補助金

- (3) 事業用地提供者 事業用地提供奨励金の交付
- 2 前項各号に規定する奨励金等の額及び奨励金等の交付を受けることができる期間(以下「交付対象期間」という。)は、別表のとおりとする。
- 3 第1項の規定は、特定事業者が、当該企業立地に係る伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例(平成28年伊丹市条例第8号)第2条第1項の適用を受けている場合その他規則で定める場合は適用しない。

(奨励措置を受けることができる特定事業者の要件)

- 第4条 前条第1項第1号に定める奨励措置を受けることができる特定事業者は、次の各号のいずれに も該当する者とする。
  - (1) その者が企業立地のために負担する投下固定資産総額が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額以上であること。
    - ア 大企業者(特定事業者のうち,イ及びウで定めるものを除くものをいう。)の場合 5億円(賃 借の場合にあっては,1億円)
    - イ 中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号及び第3号に 該当する中小企業者のうち、中小企業者として認めることが適当でないものとして規則及びウで 定めるものを除くものをいう。)の場合 5,000万円(賃借の場合にあっては,3,000 万円)
    - ウ 小規模企業者(中小企業基本法第2条第5項に該当する小規模企業者のうち,小規模企業者と して認めることが適当でないものとして規則で定めるものを除くものをいう。)の場合 3,0 00万円
  - (2) 当該企業立地及び当該企業立地に係る事業(以下「対象事業」という。)の実施について関係法令等を遵守するとともに、公害の発生防止のため必要な措置を講じていること。
  - (3) 国税及び市税を滞納していないこと。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか,前条第1項第1号イに掲げる貸工場等賃料補助金の交付を受けようとする場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
    - ア 次条第2号及び第3号に該当すること。
    - イ 特定事業者が貸工場等新設者と密接に関連するものとして規則で定めるものでないこと。

(奨励措置を受けることができる貸工場等新設者の要件)

第5条 第3条第1項第2号に定める奨励措置を受けることができる貸工場等新設者は、次の各号のい

ずれにも該当する者とする。

- (1) その者が新築をした貸工場等が第7条第1項の企業立地計画(同条第3項の認定を受けたものに限る。次条第1号において同じ。)に係るものであること。
- (2) 当該貸工場等に係る投下固定資産総額が3,000万円以上であること。
- (3) 当該貸工場等の竣工の日が計画申請日の2年前の日以後であること。
- (4) 当該貸工場等において、現に特定事業者が対象事業を開始していること。
- (5) 当該貸工場等を賃借する特定事業者と密接に関連するものとして規則で定めるものでないこと。
- (6) 当該貸工場等の建設について関係法令等を遵守するとともに、公害の発生防止のため必要な措置を講じていること。
- (7) 国税及び市税を滞納していないこと。

(奨励措置を受けることができる事業用地提供者の要件)

- 第6条 第3条第1項第3号に定める奨励措置を受けることができる事業用地提供者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) その者が売却した事業用地が次条第1項の企業立地計画に係るものであること。
  - (2) 当該事業用地の特定事業者への所有権の移転の日が計画申請日の3年前の日以後であること。
  - (3) 当該事業用地の売買契約において,買戻し特約等特定事業者の事業の継続に支障が生じる条件が付されていないこと。
  - (4) 当該事業用地において、現に特定事業者が対象事業を開始していること。
  - (5) 当該事業用地を購入する特定事業者と密接に関連するものとして規則で定めるものでないこと。
  - (6) 国税及び市税を滞納していないこと。

(企業立地計画の認定)

- 第7条 第3条第1項第1号に定める奨励措置を受けようとする特定事業者は、企業立地に係る計画 (以下「企業立地計画」という。)を作成し、規則で定めるところにより市長に申請して、その認定 を受けなければならない。
- 2 企業立地計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 対象事業の内容
  - (2) 企業立地の内容及び実施時期
  - (3) 企業立地に係る工場等の用地、建物及び設備に関する事項
  - (4) 特定事業者の概要

- (5) 企業立地に係る従業員の雇用に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項
- 3 市長は、提出された企業立地計画の内容が第4条第1号、第2号及び第4号ア並びに次の各号のいずれにも適合するものであると認める場合において、当該申請をした特定事業者が同条第3号及び第4号イに該当するときは、当該企業立地計画の認定をするものとする。
  - (1) 地域経済の発展に寄与するものであること。
  - (2) 特定事業者の経営状況に照らして適切であること。
- 4 市長は、前項各号の要件の適合の認定については、第17条第1項に規定する審査会の意見を聴く ものとする。
- 5 市長は、必要があると認めるときは、第3項の認定に際し、条件を付することができる。
- 6 第3項の認定を受けた特定事業者は、規則で定める期限までに対象事業を開始しなければならない。 (企業立地計画の変更)
- 第8条 特定事業者は、対象事業を開始する日までの間に、前条第3項の認定を受けた企業立地計画の変更(規則で定める軽易な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請して、その認定を受けなければならない。
- 2 前条第3項から第6項までの規定は、前項の企業立地計画の変更の認定について準用する。この場合において、同条第4項中「前項各号の要件の適合の認定については」とあるのは、「変更の認定について必要があると認めるときは」と読み替える。

(奨励金等の交付の申請)

第9条 第3条第1項各号に定める奨励金等の交付を受けようとする者は、対象事業の開始の日以後に、 規則で定めるところにより、市長に交付の申請をしなければならない。

(奨励金等の交付の決定)

- 第10条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査して交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の交付決定に際し、条件を付することができる。 (奨励金等の請求)
- 第11条 前条の規定により奨励金等の交付の決定を受けた者は、規則で定めるところにより、市長に 当該奨励金等の請求を行うものとする。

(届出)

- 第12条 特定事業者は、次に掲げるときは、速やかに市長に届け出なければならない。
  - (1) 企業立地に係る工事に着手したとき。
  - (2) 対象事業を開始したとき。
  - (3) 対象事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするとき。

(認定の取消し等)

- 第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、企業立地計画の認定を取り消し、 又は奨励金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 第4条から第6条までに規定する要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 企業立地計画に従った企業立地の実施がなされていないとき又は正当な理由なく第7条第6項に規定する期限までに対象事業を開始しなかったとき。
  - (3) 対象事業が廃止され、又は正当な理由なく長期にわたり休止されたとき。
  - (4) 偽りその他不正の手段により企業立地計画の認定又は奨励金等の交付の決定を受けたとき。
  - (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
  - (6) その他市長が奨励措置を実施することが不適当と認めるとき。

(奨励金等の返環)

第14条 市長は、前条の規定により奨励金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに 係る部分に関し既に奨励金等が交付されている場合は、その返還を命じることができる。

(承継)

- 第15条 合併,分割,相続,譲渡等により第7条第3項の認定に係る企業立地又は対象事業を承継した者,貸工場等の所有権を取得した者及び事業用地提供者の地位を承継した者は、当該企業立地又は対象事業が継続される場合に限り、市長の承認を得て、それらの権利義務を承継することができる。(特定事業者の責務)
- 第16条 特定事業者は、企業立地に係る工場等において従業員を雇用しようとするときは、市内に住 所を有する者を雇用するよう努めなければならない。
- 2 特定事業者は、対象事業を開始した日から少なくとも10年を経過する日までの間、当該事業を継続するよう努めなければならない。
- 3 特定事業者は、市が行う地域経済の発展に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (伊丹市企業立地計画審査会)
- 第17条 企業立地計画の認定に関する事項について調査審議させるため, 伊丹市企業立地計画審査会

(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、委員6人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 商工関係団体を代表する者
  - (3) 金融機関の職員
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 (報告及び調査)
- 第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者に対し報告を求め、又は当該職員を工場等に立ち入らせ調査させることができる。
- 2 前項の規定により工場等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条第5号及び第5条第4号の規定にかかわらず、この条例の規定は、この条例の施行の日前に 竣工された貸工場等については、適用しない。
- 3 第6条第2号の規定にかかわらず、この条例の規定は、この条例の施行の日前に売買により特定事業者に所有権が移転した事業用地については、適用しない。

(見直し)

4 市長は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加 え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

付 則(平成21年7月6日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年3月27日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 付 則(平成29年6月30日条例第63号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊丹市企業立地支援条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例 の施行の日以後に新条例第7条第1項の規定による企業立地計画の認定の申請をする特定事業者並 びに当該企業立地計画に係る貸工場等新設者及び事業用地提供者について適用し、同日前にこの条例 による改正前の伊丹市企業立地支援条例第7条第1項の規定による企業立地計画の認定の申請をし た特定事業者並びに当該企業立地計画に係る貸工場等新設者及び事業用地提供者については、なお従 前の例による。

#### 別表

区分	奨励金等の種類	奨励金等の額	交付対象期間
特定	企業立地奨励金	1の年度において特定事業者が納付した次に	土地, 家屋, 償却資産の
事 業		 掲げる固定資産税又は都市計画税の税額の合計	区分に応じ、対象事業を開
者		 額の2分の1に相当する額(交付対象期間中にお	始した日以後最初に左欄に
		いて1億円を限度とする。)	掲げる固定資産税又は都市
		(1) 企業立地に係る土地(計画申請日の3年	計画税が課される年度から
		前の日以後に取得したものに限るものと	それぞれ3年度(特定成長
		し、増設による企業立地にあっては増設の	分野事業にあっては, 5年
		ため新たに取得した土地に限る。)に係る	度)間
		固定資産税額及び都市計画税額	
		(2) 企業立地に係る家屋(規則で定める日以	
		後に取得したものに限る。)に係る固定資	
		産税額及び都市計画税額	
		(3) 企業立地のため取得した償却資産(規則	
		で定める期間内に取得したものに限る。)	

	に係る固定資産税額	
貸工場等賃料補	1月につき,特定事業者が支払った貸工場等	対象事業を開始した日の属
助金	に係る賃料の月額の2分の1に相当する額(10	する月から36箇月間(特
	万円を限度とする。)	定成長分野事業にあって
		は、60箇月間)
雇用奨励金	新規雇用常用従業員(対象事業の開始の日か	
	ら1年以上継続して対象事業に従事した者に限	
	る。)の数に20万円(女性であって,規則で定	
	める特定事業者において従事する者は,30万	
	円) を乗じて得た額(1,000万円を限度とす	
	る。)	
転入奨励金	転入常用従業員(対象事業の開始の日から1	
	年以上継続して市内に居住し,対象事業に従事し	
	 た者に限る。) の属する世帯の数に10万円を乗	
	じて得た額(1,000万円を限度とする。)	
埋蔵文化財試掘	特定事業者が企業立地に係る土地について行	
調査補助金	った埋蔵文化財試掘調査に要した経費の2分の	
	1 に相当する額 (50万円を限度とする。)	

エ	貸工場等新設奨	1の年度において貸工場等新設者が納付した 土地,家屋,償却資産の
等	励金	次に掲げる固定資産税又は都市計画税の税額の区分に応じ、対象事業の
設		合計額の2分の1に相当する額。ただし、1の貸始の日以後最初に左欄に打
		工場等を2以上の者に賃貸する場合にあっては、げる固定資産税又は都市
		当該貸工場等のうち1の特定事業者に賃貸する画税が課される年度からそ
		部分の割合に応じて規則で定めるところによりれぞれ2年度間
		算定した額とする。
		(1) 企業立地に係る貸工場等の敷地である土
		地(計画申請日の3年前の日以後に取得し
		たものに限る。)及び家屋(規則で定める
		日以後に取得したものに限る。)に係る固
		定資産税額及び都市計画税額
		(2) 企業立地に係る貸工場等について取得し
		た償却資産(規則で定める期間内に取得し
		たものに限る。)に係る固定資産税額
	埋蔵文化財試掘	貸工場等新設者が企業立地に係る土地につい
	調査補助金	て行った埋蔵文化財試掘調査に要した経費の2
		分の1に相当する額(50万円を限度とする。)
業	事業用地提供奨	売却した事業用地について,その所有権が特―
地	励金	定事業者に移転した日の属する年の1月1日に
供		賦課された事業用地提供者に係る固定資産税及
		び都市計画税の税額の合計額に相当する額(2,
<u>خ</u>		000万円を限度とする。)
	等	等設業地財世本大水大大大<

備考 奨励金等の額を算定する場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、 これを切り捨てる。

平成20年12月26日規則第56号

改正

平成23年3月31日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊丹市企業立地支援条例(平成20年伊丹市条例第47号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の意義の例による。

(投下固定資産総額の対象となる家屋及び償却資産の取得の時期)

- 第3条 条例第2条第11号の規則で定める日は、計画申請日(貸工場等にあっては、計画申請日の2 年前の日)とする。
- 2 条例第2条第11号の規則で定める期間は、計画申請日から対象事業を開始する日(当該企業立地 に伴い賃借しないときであって、償却資産のみを取得する場合にあっては、最初に償却資産を取得し た日。以下同じ。)から起算して1年を経過する日までの期間とする。

(新規雇用常用従業員の対象となる雇用の時期)

第4条 条例第2条第12号の規則で定める期間は、計画申請日から対象事業を開始する日までの期間とする。

(転入常用従業員の対象となる転入の時期)

第5条 条例第2条第13号の規則で定める期間は、計画申請日から対象事業を開始する日までの期間 とする。

(特定成長分野事業)

- 第6条 条例第2条第14号の規則で定める事業は、次に掲げる分野の機器、製品、部品等の研究開発 又は製造とする。
  - (1) 情報通信関連分野
  - (2) 新材料関連分野
  - (3) 航空機・自動車関連分野
  - (4) 環境・エネルギー関連分野
  - (5) 生活·福祉関連分野

(奨励措置の適用除外)

- 第7条 条例第3条第3項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
  - (1) 特定事業者が、当該企業立地に係る伊丹市地方活力向上地域本社機能移転・拡充支援事業補助金 交付要綱(平成28年4月制定)第10条の規定により補助金の交付を受けている場合
  - (2) 特定事業者が、当該企業立地に係るテクノフロンティア伊丹入居企業市内定着支援事業補助金交付要綱(平成28年4月制定)第11条の規定により補助金の交付を受けている場合 (中小企業者及び小規模企業者として認めることが適当でないもの)
- 第8条 条例第4条第1号イ及びウの規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業(事業者のうち、中小企業 基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に該当する中小企業者を除くものをいう。以下 同じ。)が所有している特定事業者
  - (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している特定事業者
  - (3) 大企業の役員又は従業員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている特定事業者 (貸工場等新設者と密接に関連するもの)
- 第9条 条例第4条第4号イの規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 貸工場等新設者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。次条において同じ。)又は親会社(同法第2条第4号に規定する親会社をいう。次条において同じ。)
  - (2) 貸工場等新設者の役員又は3親等以内の親族

(特定事業者者と密接に関連するもの)

- 第10条 条例第5条第5号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 貸工場等を賃借する特定事業者の子会社又は親会社
  - (2) 貸工場等を賃借する特定事業者の役員又は3親等以内の親族
- 2 条例第6条第5号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 事業用地を購入する特定事業者の子会社又は親会社
  - (2) 事業用地を購入する特定事業者の役員又は3親等以内の親族

(企業立地奨励金の対象となる家屋及び償却資産の取得の時期)

第11条 条例別表特定事業者の項の規則で定める日は、計画申請日とし、同項の規則で定める期間は、 計画申請日から対象事業を開始する日から起算して1年を経過する日までの期間とする。 (雇用奨励金の増額対象となる特定事業者)

- 第12条 条例別表特定事業者の項の規則で定める特定事業者は、計画申請日の前日において、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者として、期間の定めのない労働契約により特定事業者に雇用されている者の総数に占める女性の割合が4割に満たないものとする。(貸工場等新設奨励金の対象となる家屋及び償却資産の取得の時期)
- 第13条 条例別表貸工場等新設者の項の規則で定める日は、計画申請日の2年前の日とし、同項の規則で定める期間は、計画申請日の2年前の日から対象事業を開始する日から起算して1年を経過する日までの期間とする。

(貸工場等新設奨励金の額の算定)

- 第14条 条例別表貸工場等新設者の項に規定する1の貸工場等を2以上の者に賃貸する場合における貸工場等新設奨励金の額の算定は、1の年度において貸工場等新設者が納付した固定資産税又は都市計画税の税額について次に掲げるところにより算定した額の合計額の2分の1に相当する額とする。
  - (1) 企業立地に係る貸工場等の敷地である土地(計画申請日の3年前の日以後に取得したものに限る。)及び当該家屋に係る固定資産税及び都市計画税の税額に、当該貸工場等の面積(貸工場等新設者が自ら使用する部分を除く。)のうち賃貸借の目的となる部分の面積を合計した面積に占める当該企業立地に係る特定事業者に賃貸する部分の面積の割合を乗じて得た額
  - (2) 企業立地に係る貸工場等について取得した償却資産(貸工場等新設者が自ら使用する償却資産を 除く。)に係る次に掲げる額の合計額
    - ア 当該企業立地に係る特定事業者に賃貸する償却資産に係る固定資産税額
    - イ 賃貸借の目的となる償却資産以外の償却資産に係る固定資産税額に,前号に規定する割合を乗 じて得た額

(企業立地計画の認定の申請等)

- 第15条 条例第7条第1項の申請は、対象事業を開始する日の60日前までに伊丹市企業立地計画認定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、市長の定める期間内に提出すれば足りる。
  - (1) 企業立地計画書(様式第1号の2)
  - (2) 定款及び登記事項証明書(個人にあっては、これらに準じる書類)
  - (3) 前事業年度の事業報告書,財産目録,収支計算書又は損益計算書及び貸借対照表(個人にあって

- は、これらに準じる書類)
- (4) 国税の納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、内容を審査し、企業立地計画の認定又は認 定しないことを決定したときは、書面により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(対象事業の開始までの期限)

- 第16条 条例第7条第6項の規則で定める期限は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に 定める日とする。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、当該期限を延長すること ができる。
  - (1) 計画申請日以後に、土地を購入又は賃借し、かつ、工場等の新築工事又は増築工事に着手する場合 企業立地計画が認定された日(以下「認定日」という。)から3年を経過した日
  - (2) 計画申請日以後に,工場等の新築工事又は増築工事に着手する場合(前号の場合を除く。)及び計画申請日以後に賃借する貸工場等の新築工事が着手される場合 認定日から2年を経過した日
  - (3) 前各号に定める場合以外の場合 認定日から1年を経過した日

(企業立地計画の変更)

- 第17条 条例第8条第1項の規則で定める軽易な変更は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 企業立地に係る工場等の面積の変更
  - (2) 条例第4条第1号及び第5条第2号の投下固定資産総額の変更(条例第4条第1号及び第5条第2号に規定する要件に該当しないこととなる変更を除く。)
  - (3) 対象事業の開始時期の変更(条例第7条第6項に定める期限に該当しないこととなる変更を除く。)
  - (4) その他市長が軽易と認める変更
- 2 条例第8条第1項の規定により認定を受けた企業立地計画を変更しようとするときは、伊丹市企業立地計画変更申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。
- 3 前2条の規定は、企業立地計画の変更の認定について準用する。

(奨励金等の交付の申請)

- 第18条 条例第9条の申請の時期は、別表に掲げる奨励金等の種類の区分に応じ、同表の申請時期の 欄に掲げる日とする。
- 2 条例第9条の申請の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- (1) 企業立地を行う特定事業者 伊丹市企業立地奨励金等交付申請書(様式第3号)
- (2) 貸工場等新設者 伊丹市貸工場等新設奨励金等交付申請書(様式第4号)
- (3) 事業用地提供者 伊丹市事業用地提供奨励金交付申請書(様式第5号)

(奨励金等の請求)

第19条 条例第11条の奨励金等の請求は、伊丹市企業立地奨励金等交付請求書(様式第6号)により市長が定める期間内に行わなければならない。

(認定の取消し等の通知)

第20条 条例第13条の規定により企業立地計画の認定を取り消し、又は奨励金等の交付決定を取り消したときは、書面により通知するものとする。

(承継の承認)

- 第21条 条例第15条の規定により市長の承認を受けようとする者は、伊丹市企業立地計画等承継承 認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、内容を審査し、承継の可否を決定し、書面 により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(審査会の委員長)

- 第22条 条例第17条の伊丹市企業立地計画審査会(以下「審査会」という。)に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により、これを定める。
- 3 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第23条 審査会は、委員長が招集する。
- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は 説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(審査会の庶務)

第25条 審査会の庶務は、都市活力部産業振興室商工労働課において処理する。

(その他の審査会の運営)

第26条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って 定める。

(細則)

第27条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第13号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成29年6月30日規則第54号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の伊丹市企業立地支援条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に新規則第15条第1項の規定による企業立地計画の認定の申請をする特定事業者並びに当該企業立地計画に係る貸工場等新設者及び事業用地提供者について適用し、同日前にこの規則による改正前の伊丹市企業立地支援条例施行規則第8条第1項の規定による企業立地計画の認定の申請をした特定事業者並びに当該企業立地計画に係る貸工場等新設者及び事業用地提供者については、なお従前の例による。

付 則(令和3年2月1日規則第7号)

(施行期日)

この規則は,公布の日から施行する。

#### 別表

区分	奨励金等の種類	申請時期
特定事業	企業立地奨励金	企業立地に係る工場等に係る固定資産税及び都市計画税
者		の納税通知書の交付を受けた日から翌年の3月末日まで
	貸工場等賃料補助金	交付対象期間の各年度の3月末日まで

	雇用奨励金	対象事業を開始した日から1年を経過した日から当該経
	転入奨励金	過した日の属する年度の3月末日まで
	埋蔵文化財試掘調査補助金	初めて企業立地に係る工場等に係る固定資産税及び都市
		計画税の納税通知書の交付を受けた日から翌年の3月末日
		まで
貸工場等	埋蔵文化財試掘調査補助金	初めて企業立地に係る貸工場等に係る固定資産税及び都
新設者		市計画税の納税通知書の交付を受けた日から翌年の3月末
		日まで
	貸工場等新設奨励金	企業立地に係る貸工場等に係る固定資産税及び都市計画
		税の納税通知書の交付を受けた日から翌年の3月末日まで
事業用地	事業用地提供奨励金	用地の提供を受けた特定事業者が対象事業を開始した日
提供者		から当該開始した日の属する年度の3月末日まで

様式第1号から第7号 省略